

③ 「神田警察通り沿道賑わいガイドライン」について

平成 25 年に策定されたガイドラインは整備の構想を公に示したものです。これに則って整備が行われるはずのものです。ところが、第 2 期区間の街路樹全伐採はガイドラインに違えるものです。

街路樹の伐採はガイドラインに反しています（新聞記事を参照）

P10

Ⅲ. ゾーン毎のガイドライン

(1) 歴史・学術ゾーンのガイドライン

教育・学術施設や知的産業の集積やゆとりある敷地などによる落ち着きと風格を活かし、神保町や皇居とも連携しながら、いつも誰かがまちに居る、緑の中でのんびり散策を楽しめる、気持ちよく本を読める、語り合えるなど、穏やかな賑わいが感じられるゾーンとして育成していく。

◎：実施すべきもの、○：実現をめざすべきもの、●：実現のあり方を検討すべきもの

① 街路樹と沿道緑地の協調による緑の十字骨格の創出

神田警察通り沿道

◎ 緑の基軸としての街路樹の保全・育成※

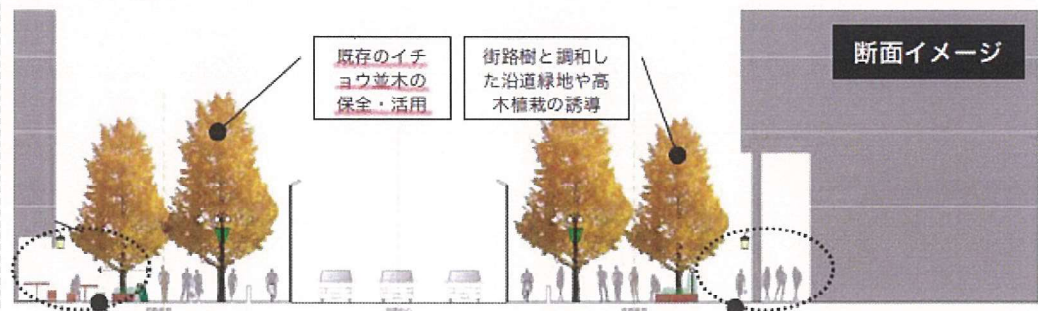
- ・ 豊かに育った既存の街路樹を活用する（白山通りのプラタナス、共立女子前のイチョウ）。
- ・ 地域の方々との協議を踏まえ、沿道空間に適した街路樹の植栽を行う。

P12

歴史・学術ゾーンでの沿道空間形成の提案

通常時

豊かな緑と穏やかな賑わいが楽しめる緑の十字骨格



以上のように「既存の街路樹を活用」と明記され、イチョウ並木は街の資産として保護されているはずですが。にも関わらず、2020 年 12 月の協議会において、突然、2 期工事の街路樹を全て伐ることを「確認」しました。議論もされていません。

公的に発表しているガイドラインを変更するには、住民の声をよく聞いたうえで、民主的手続きを経るべきです。パブリックコメントも集めていません。

ガイドラインについては、今からでも、改めて住民の声をよく聞き、民主的運営を進めて下さい。

著作権上非公開